

伊達市空き家取得費等補助金

Q & A

Q1	相続・贈与で取得した空き家は対象になりますか？
A1	相続・贈与等で無償で取得した空き家は対象になりません。
Q2	電気やガスの停止日を証明できるものはありません。
A2	同意をいただければ、水道の使用状況を市で確認します。
Q3	解体を市外業者で考えていますが、対象になりますか？
A3	解体のみが市外業者であれば対象になります。
Q4	取得代金の支払が令和4年2月末を過ぎる場合は対象になりますか？
A4	契約、代金の支払が令和4年2月末を完了するものが対象です。
Q5	改修工事完了が令和4年2月末を過ぎる場合は対象になりますか？
A5	工事、代金の支払が令和4年2月末を完了するものが対象です。
Q6	建替え工事完了が令和4年2月末を過ぎる場合は対象になりますか？
A6	契約が令和4年2月末を完了するものが対象なので工事が完了してる必要はありません。
Q7	補助申請をした人全員が、補助金をもらえますか？
A7	補助申請件数が多数になり予算を超えた場合は、空き家の不良度等により選考する場合があります。
Q8	税の完納証明はどこで手に入りますか？
A8	現在お住いの市区町村役場の税務担当窓口申請してください。
Q9	【フラット35】を利用したいのですが、どうしたらよいですか？
A9	利用申請書は市ホームページか、市担当窓口でお渡ししていますので、必要事項を記入後、市担当窓口提出してください。なお、【フラット35】の詳細については住宅金融支援機構（011-261-8306）へお問い合わせください。